

利 用 上 の 注 意

1. 本施肥基準は本県の主要な農作物の代表的作型について記述したものである。
2. 本施肥基準はあくまでも一つの指針であり、適用にあたっては品種、作型、土壌、気象、経営等の条件を考慮する必要がある。
3. 各品目の堆肥の施用量はおがくず牛ふん堆肥を基準としている。そのため、他の堆肥を利用する場合は堆肥の施用量または肥料の施肥量を変化させる。
4. 施肥量は施肥前土壌または前作跡地土壌の当該成分の診断基準値以下を前提としているため、土壌診断結果の肥料成分の多少によって施肥量を決める。
6. 基準収量が変化するものは、表記の基準収量との比較によって施肥量も変化させる。
7. 施肥量は原則として10アール当たりの成分量であり、堆肥、土壌改良資材等は10アール当たりの現物量である。